

情報銀行の取組

令和4年1月
総務省地域通信振興課
デジタル企業行動室

- 各種サービスを利用する際、**プロフィール、位置情報、購買履歴、検索履歴**等の個人情報が企業によって収集され、その一部は第三者に提供されている場合がある。個人情報保護法に基づき企業が消費者の同意を取得してはいるものの、**実態として、消費者本人の意識が十分ではないケース**がある。
- 一方で、IoT機器の普及等を通じ、大量の個人情報のより効率的な収集が可能となり、**国民生活の利便性の向上に資する利活用への期待も高まっている**ところ。

消費者（個人情報提供者）側

- ◆ **第三者提供に同意した覚えが無い**
- ◆ **何に使われているか十分に理解していない**
- ◆ **第三者提供をやめさせる方法が分からない**

企業側（個人情報利用者）側

- ◆ **消費者が同意内容を正確に理解しているか不安**
- ◆ **法規範を遵守しても社会的な批判を受けるリスクがありデータの利活用が進まない**



個人側・企業側の**双方が安心できる形で個人情報の流通、活用を進める仕組み**を検討

「情報銀行」に関する検討の経緯

● 官民データ活用推進基本法（平成28年12月 公布・施行）

個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（第12条）

- 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

● データ流通環境整備検討会（内閣官房 I T 総合戦略室）

「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」（平成29年2月）

- パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（情報銀行等）が有効。
- 情報銀行等については、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等の連携により、その社会実装に向けて積極的に取組を推進する必要がある。

● 情報通信審議会（総務省）

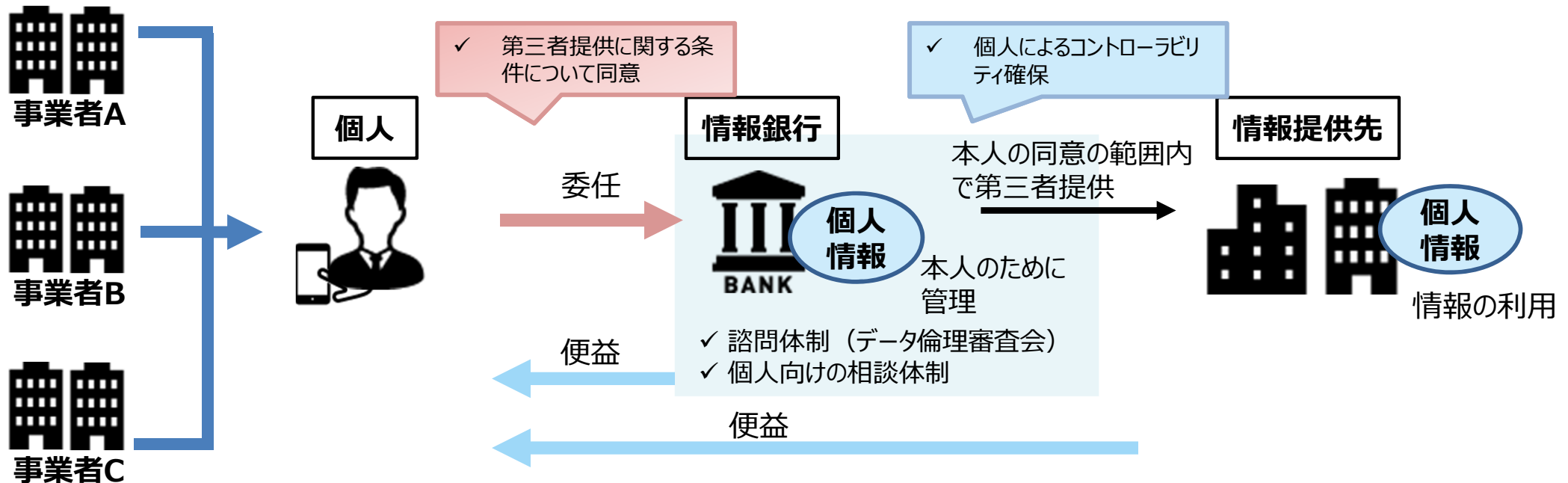
「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申（平成29年7月）

- 情報信託機能を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されることが望ましい。
- 情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することを目指す。

情報銀行とは

- 情報銀行は、個人の実効的な関与（コントロールビリティ）の下でパーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組みであり、その普及により、新規サービスの創出や国民生活の利便性の向上などが期待される。
- 情報銀行は、国の定めた基準を満たす信頼できる主体として、個人の委任を受け、その個人に関するパーソナルデータを管理するとともに、個人が同意した一定の範囲において第三者提供する。
- 平成29年7月、情報通信審議会において、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等による任意の認定の仕組みが望ましいと提言。認定の仕組みを有効に機能させるため、同年11月より総務省・経産省で合同の検討会を立ち上げ、「**情報信託機能の認定に係る指針ver1.0**」をとりまとめ（平成30年6月公表、令和元年10月にver2.0を公表）。

- 令和元年6月に第一弾の認定を決定。令和4年1月時点で計7社を認定。今後も拡大を見込む。
- 令和3年8月に指針ver2.1を公表。



■ 構成員（敬称略、五十音順、令和4年1月31日現在）

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

石原 遥平 一般社団法人シェアリングエコノミー協会
シェアリングエコノミー認証制度統括 ディレクター・弁護士

伊藤 直之 株式会社インテージ 事業開発本部 エバンジェリスト

太田 祐一 株式会社Data Sign 代表取締役社長

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

高口 鉄平 静岡大学大学院情報学領域 教授

小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所 ICTメディアコンサルティング部
上級コンサルタント

○ 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

立谷 光太郎 株式会社博報堂 顧問

田中 邦裕 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部 医療政策チーム
医療産業課 主任コンサルタント

日諸 恵利

藤本 洋史 情報信託機能普及協議会 理事

古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 監事
サステナビリティ消費者会議 代表

真野 浩 一般社団法人データ社会推進協議会 代表理事

美馬 正司 株式会社日立コンサルティング
スマート社会基盤コンサルティング第2本部 ディレクター
慶應義塾大学 政策・メディア研究科 特任教授

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

森下 哲朗 上智大学法学部 教授

山本 龍彦 慶應義塾大学法務研究科 教授

湯浅 壘道 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授

若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会
デジタルエコノミー推進委員会企画部会 データ戦略WG 主査
株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
上席主任研究員

■ オブザーバー

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
個人情報保護委員会事務局
一般社団法人日本IT団体連盟

■ 事務局

総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル企業行動室
経済産業省商務情報政策局情報経済課

情報銀行の認定に係る指針の策定

主な指針の内容

① 認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

② モデル約款の記載事項

- 委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件を示す
- ✓ 業務範囲
 - ✓ 情報銀行が担う義務
 - ✓ 事業終了時等の扱い
- （個人情報保護法上も有効な同意）

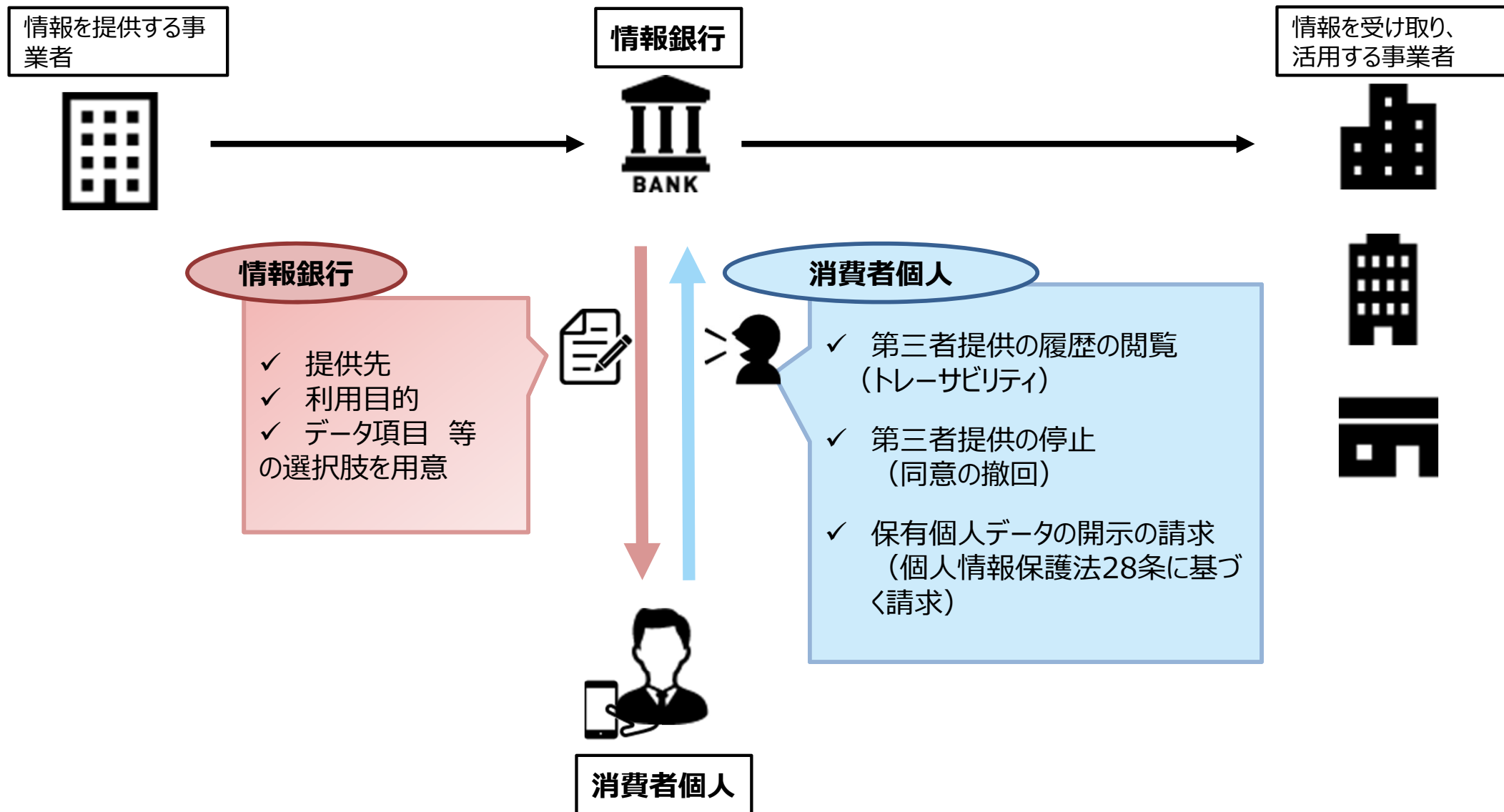
③ 認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制

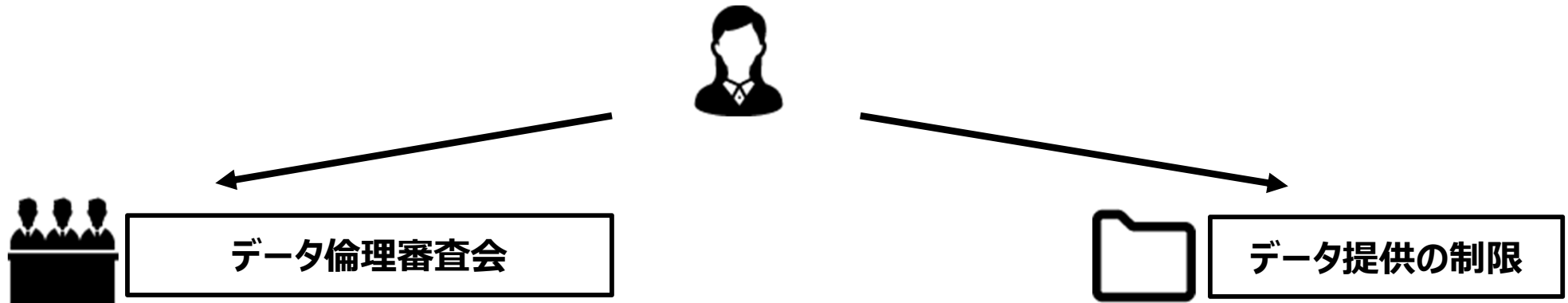
認定基準の基本的な考え方

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示す。
- 消費者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）、消費者からの信頼性確保に主眼を置く。

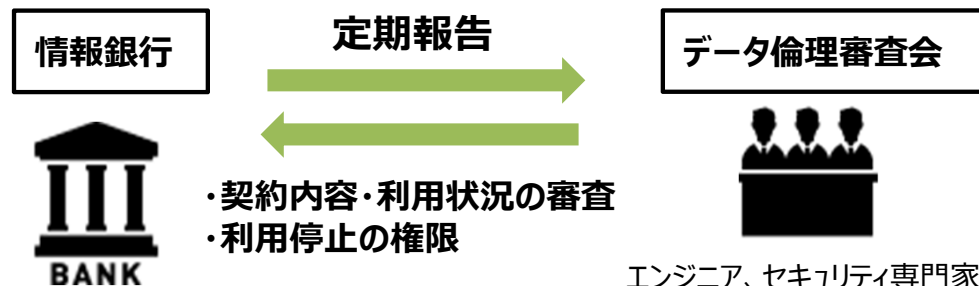
■ 操作が容易なユーザインターフェイス (UI) の提供により、以下の機能を実現



- データ倫理審査会の設置、データ提供の制限により、消費者の**安心・安全**を担保



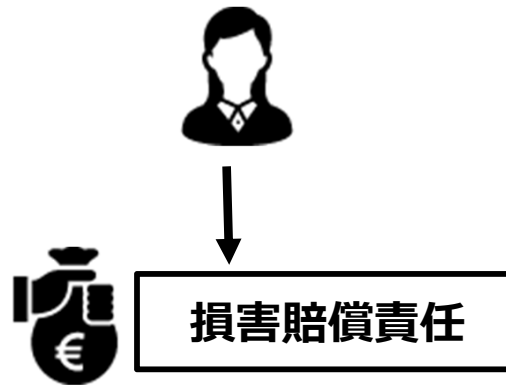
- ✓ 各社に、社外委員を含め様々な観点から、**データ利用に関してチェックする体制を整備**（第三者提供先・利用目的・契約内容の適切性をチェック）
- ✓ 情報銀行（事業部門）から**定期的に報告**、データ倫理審査会は必要に応じて事業部門に**調査・報告**を求める



エンジニア、セキュリティ専門家、
法律実務家、データ倫理専門家、
消費者代表、メディア関連専門家

- ✓ 個人が**同意の撤回**を求めた場合、当該個人情報の**第三者提供・利用を停止**
- ✓ 第三者提供先からの個人情報の**再提供は原則禁止**

- 苦情窓口の設置、損害賠償責任等により、消費者の**安心・安全**を担保



- ✓ 消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をとる
- ✓ 情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、**一義的な説明責任**を負う
- ✓ 提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合も含め、**情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う**



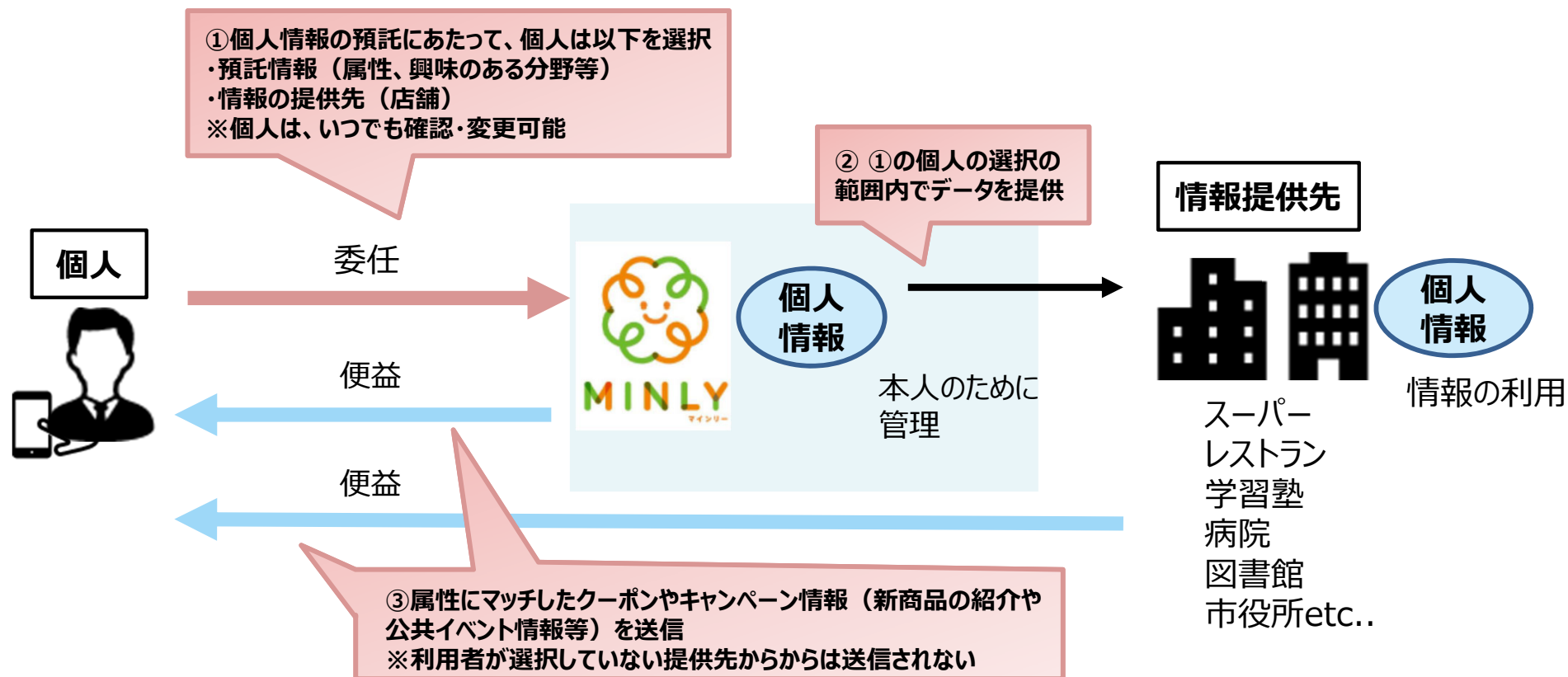
「情報銀行」認定一覧(令和4年1月時点)

認定公表日	事業者名	事業概要	提供開始予定時期	通常認定/P認定
2019年6月26日	三井住友信託銀行株式会社	信託銀行としての信頼性とノウハウを強みとして、幅広い情報を扱う。	サービス開始へ準備中	P認定※1
2019年6月26日	フェリカポケットマーケティング株式会社	個人が、自身の属性データ(年齢、性別、居住地等)に加えて、ポイントを通じて得られる活動データ(ボランティアや健康活動)等をアプリ上で登録し、それらに応じた情報やクーポンを取得することが可能。	2021年2月サービス開始 通常認定審査中	P認定
2019年12月25日	株式会社 J. Score	個人の年齢や年収、勤務先、性格や好み、ライフスタイルなどの多種・大量の情報を先進的なAI技術で分析。個人の信用力と可能性をスコア化したAIスコアを活用し、AIスコアを取得した個人が、自身の意思で登録済のデータを企業へ提供することで、情報提供料や特典等の対価を受領。	サービス開始へ準備中	P認定
2020年2月17日	中部電力株式会社	個人が、アプリを通じて基本属性や興味・関心事項、行動履歴・予定などのパーソナルデータを預託することで、パーソナルデータの提供先であるサービス事業者から地域のキャンペーン・イベント情報、クーポン、ポイント等の便益を受け取ることが可能。	2020年3月サービス開始 通常認定へ移行準備中	P認定
2020年3月12日	株式会社DataSign	個人の指示に基づき、企業が保有しているデータ等の様々なパーソナルデータを個人に代わって集約。情報提供のオファーがあった企業に対して、パーソナルデータを提供すると、パーソナルデータを分析して個人に合ったサービスや便益を受け取ることが可能。	開始済み	通常認定
2021年1月18日	株式会社マイデータ・インテリジェンス ※2	個人が、アプリを通じて情報提供のオファーがあった企業に対し、パーソナルデータ(趣味趣向、購買情報等)を提供することで、コンテンツ、商品、サービス等を受け取ることが可能。	※2	※2
2021年3月29日	株式会社MILIZE (ミライズ)	個人が、アプリを通じて保険証書情報を登録し、それらの情報を個人が指定した保険代理店・保険会社(加入保険会社以外)へ提供することで、その対価として個人は便益を得る。	サービス開始へ準備中	P認定

※1 P認定とは、情報銀行サービス開始に先立って立案した計画、運営・実行体制が認定基準に適合していることを認定するもの。サービス開始後、情報銀行は運営・実行、改善を図り、その一連のサイクルを評価して「通常認定」がなされる。

※2 株式会社マイデータ・インテリジェンスは株式会社電通テックへ情報銀行事業を譲渡したため、現在同社は認定の継承に関わる審査を受けている。

認定情報銀行の例：中部電力の「MINLY」



事業概要・今後の展開予定

- 地域に特化した情報銀行サービス。
- 個人が、アプリを通じて基本属性や興味・関心事項、予定などのパーソナルデータを預けることで、地域の店舗等においてマーケティング支援に活用。個人は、キャンペーン情報やクーポン、ポイント等を受け取る。
- 2020年3月から愛知県豊田市でサービス実証を開始。

※電力業界では、将来的に、情報銀行が電力データを活用してお年寄りの見守りサービスなどを行うことも検討されている。

- 要配慮個人情報に該当する健康・医療情報の取扱いについて、PHRにおける検討状況と整合を図ることを踏まえつつ、対象情報や同意・審査要件等を調査。

背景

- 指針ver2.0では要配慮個人情報は認定対象外とされたが、そのうち健康・医療分野の情報については、安全に配慮した上で、情報銀行にて本人や社会のために活用するニーズは高い。
- 健康・医療分野の情報は、本人が情報の意味や、推定されるリスク、本人以外への影響等を理解していないことが多いところ、情報銀行は、本人に明示的に開示・説明され、本人が十分に理解した情報を取扱うべきである。
- 令和2年度、情報銀行で扱っている健康・医療分野の情報をレベル区分(次頁参照)のうえ、考え方を整理し、令和3年8月改定の指針ver2.1では、レベル区分に基づき、第1段階として、指針ver2.0で取扱い可能な統計データ・匿名加工情報(レベル0情報)及び要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報(レベル1情報)の取扱いについて追記。



本事業の取組

- 令和2年度事業にて提示された、関係者が遵守すべきルールや要件等を踏まえ、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の活用について、パーソナルデータ活用ニーズの高い地域(自治体)を選定し、当該情報と自治体が保有する情報と組み合わせた具体的なユースケースを想定して机上検討する。
- 令和2年度の取組みに引き続き、第2段階として、要配慮個人情報に該当する情報(レベル2情報)の取扱いについてPHRにおける検討状況と整合を図ることを踏まえつつ、有識者の意見を参考に対象情報や同意・審査要件等の整理を試みる。

令和3年度の取組み①-2(健康・医療分野の情報の取扱い)

■ 情報銀行で取扱う健康・医療分野の情報のレベル区分(レベルが上がるほど慎重な取扱いが必要)

	情報区分	考え方、情報項目例
レベル0	本人の同意を必要とせずに取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> ・統計データ ・匿名加工情報
レベル1	本人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報※ ※例えば、本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない 【例】歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍 等のバイタルデータ
レベル2	本人同意と医療専門職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師等)の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて提供可能な、健康・医療分野の要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報 【例】法定健診項目(既往歴含む)、アレルギー、お薬手帳、OTC医薬品 等
レベル3	レベル2において取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2情報に含まれない情報 【例】レベル2情報に含まれない検査結果、腸内細菌、口腔内細菌、遺伝子情報 等

- データポータビリティの実現に向け、情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ提供契約のひな型や標準APIなどデータ連携の方策等に係る実証・検討を実施することにより、データの移転・利用を推進。

背景

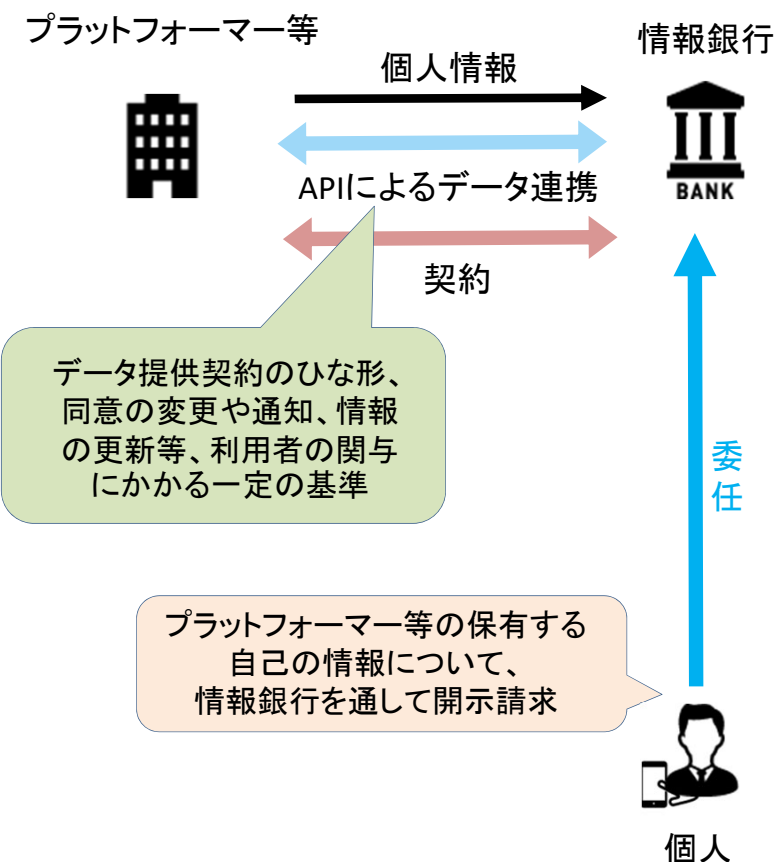
- 改正個人情報保護法(※)において、開示等の対象となるデータの範囲の拡大や電子データでの開示請求が可能となった。また、利用停止・削除請求等の要件が拡大された。
- 個人がプラットフォーム等が保有する自己のデータを自らの意思で自由に引き出して活用する、いわゆる「データポータビリティ」の実現が期待されているところ、個人のみではデータの安全な保存・有効な活用に限界がある。

本事業の取組

- 情報銀行が個人の委任を受けて、情報のコントロールを担うことで、データの移転・利用を促進、データポータビリティの実現を目指す。
- 情報銀行と他のデータ取引事業者(デジタル・プラットフォーム等)との間で契約やデータ接続形式がバラバラであると手続きが煩雑になるため、標準API等が必要となり、また、プラットフォームと情報銀行間のデータ提供契約のひな形や、同意の変更や通知、情報の更新等、利用者の関与にかかる一定の基準が必要となるため、実証・検討して取りまとめる。

※個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年6月12日公布)第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

■ デジタルプラットフォーム等と情報銀行間のデータ連携



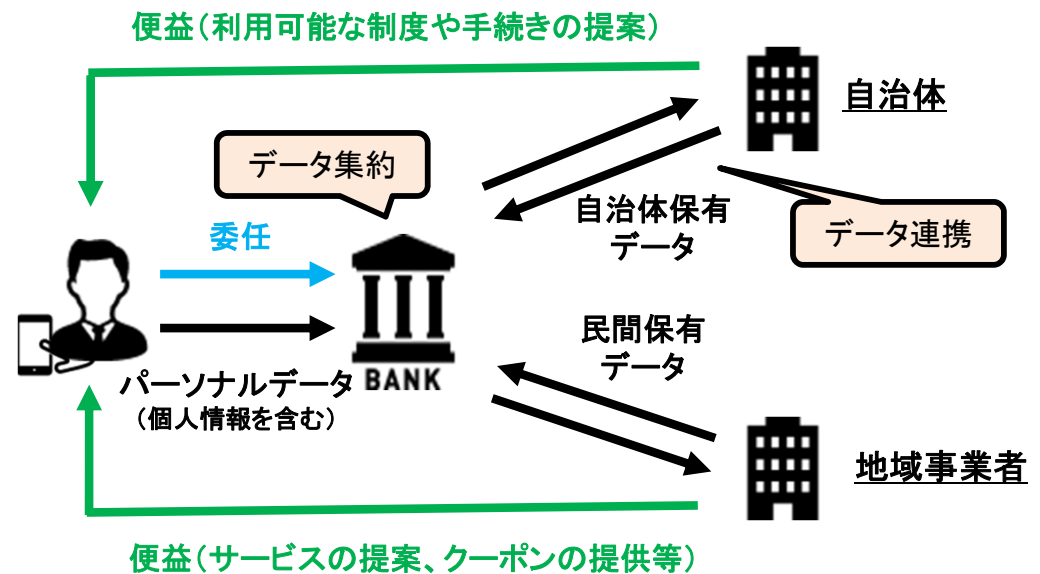
- 自治体の保有するデータを情報銀行が取り扱う場合に満たすべきルールや、自治体と情報銀行の間のデータ連携方法の調査等を実施。

背景

- 政府において、パーソナルデータの取扱いが課題となる準公共分野(健康・医療、教育、防災等)におけるデータプラットフォームの構築が検討されている一方で、当該分野の主要なデータホルダーである自治体でのデータ活用が進んでいない。
- 情報銀行では、当該データプラットフォームの将来的な整備を見据え、自治体の保有するデータを活用するための要件・ルール等を検討する必要がある。

本事業の取組

- 自治体が保有する個人情報のうち、情報銀行で活用することで地域課題の解決や住民サービスの向上に資する情報を調査する。
- 情報銀行と自治体が連携するための制度やルールを調査する。
- 情報銀行が自治体保有の個人情報を取り扱う際に求められる要件を整理する。
- 情報銀行と自治体との連携方法及び自治体保有の個人の情報を情報銀行で取り扱うための仕組みについて検討する。



- 情報銀行の将来的な国際標準化を見据え、海外における情報銀行類似の取組の調査、標準化提案する項目・基準の具体化に向けた所要の調査等を実施。

背景

- 世界各国でプラットフォームによるパーソナルデータの囲い込みが進み、利用者におけるサービスの選択肢が狭まることや、データ流通・利活用が滞りイノベーションが阻害されることへの懸念が生じている。かかる懸念へ対応するため、データのコントロール権を個人に取り戻し、本人の管理の下でデータの流通を行う取組を推進する必要がある。
- かかる取組の一つとして、我が国発の取組である情報銀行が存在するところ、現状、同様の制度についての国際標準は存在しない。



本事業の取組

- 情報銀行の取組につき、国際標準化のニーズがあるかを明らかにするため、諸外国において、仲介者を通じて個人のデータ活用を促進する取組みが行われているかどうか、情報銀行の枠組みを取り入れる動きがあるかについて動向調査を実施する。また、国際展開に向けた課題を抽出する。
- 情報銀行認定制度につき、セキュリティ・サイバーセキュリティ及びプライバシーに関するISO/IEC合同委員会 (ISO/IEC JTC 1/SC 27) での標準化を想定し、今後の国際標準化の提案になじむような項目・基準の整理を実施する。

1. 健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱い

- 健康・医療分野の要配慮個人情報に関し、本人に明示的に開示・説明されており本人が十分に理解している医療情報(レベル2情報)の取扱いについて、PHRの検討状況と整合を図りながら、認定指針の改定に向けて対象情報や同意・審査要件等の検討を進める。

2. 個人を起点にしたデータポータビリティの推進

- 情報銀行が個人の委任を受け、プラットフォーマー等が保有する個人情報を開示請求して本人のデータを取得し、情報銀行をハブとしたデータの移転・利用を可能とすることで、より個人に適したサービスの提供や簡便な乗換え等の実現が期待される。これらの実現に向けて、情報銀行とプラットフォーマー等との間のデータ連携の方策や情報銀行が実装すべき機能等について検討を進める。

3. 準公共分野のプラットフォーム・地方公共団体との連携

- パーソナルデータの取扱いが課題となる準公共分野(健康・医療、教育、防災等)におけるプラットフォームの構築に関し、これらの分野の主要なデータホルダーであり、データを活用した地域課題の解決や住民サービス向上の主体でもある地方公共団体と情報銀行とのデータ連携の在り方や、教育分野における学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築における情報銀行の活用の在り方について検討を進める。

4. 情報銀行におけるプロファイリングの取扱い

- 情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについて、有識者及び事業者ヒアリングを通じて議論を深め、論点を整理し、その結果を踏まえて認定指針の改定など必要な対応を進める。

5. 情報銀行認定におけるプラットフォーム等認定制度の導入

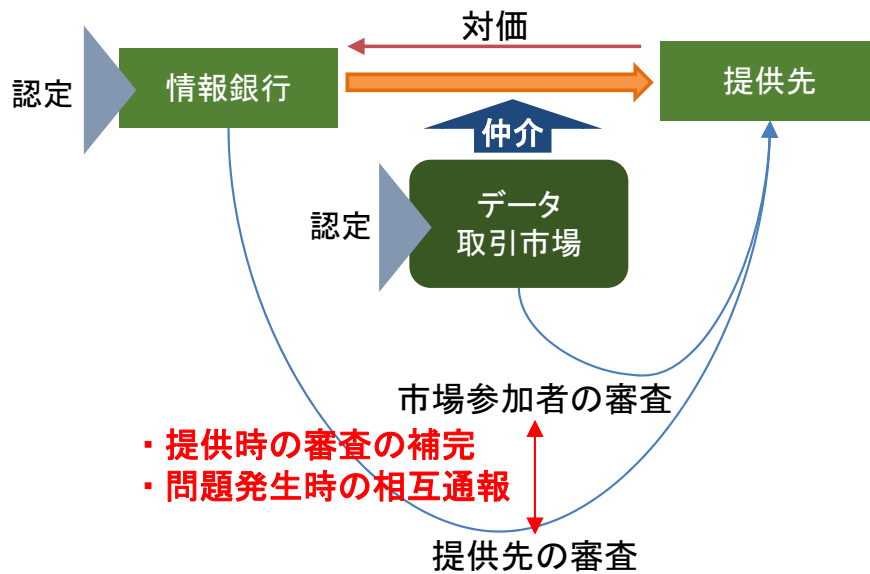
- 情報銀行認定の一類型として、同意取得・管理機能、プラットフォームサービス提供機能など情報銀行事業に必要な機能の一部を対象とする認定制度の導入に向けた検討を進める。

6. 新たなプライバシー関連技術への対応

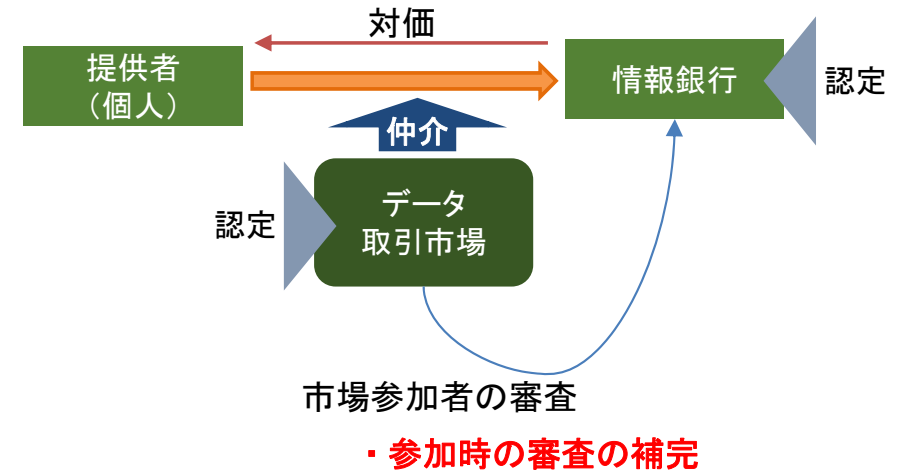
- 秘密計算や自由会話など新たなプライバシー関連技術への情報銀行における対応について検討を進める。

- データ取引市場は、「データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み(市場)」で、情報銀行がデータ取引市場に参加し、情報提供元又は情報提供先となる事業者との仲介を受けることも考えられる。
- 個人起点のパーソナルデータ流通を重視する情報銀行においては、データ取引市場の仲介により個人のコントロールABILITYが失われないう、連携の仕方に注意する必要がある(提供先第三者にかかる基準や再提供禁止等との関係)。

■ 情報銀行事業者がデータ取引市場運営事業者を介してデータを提供する場合



■ 情報銀行事業者がデータ取引市場運営事業者を介して個人から情報を収集する場合



【参考:情報銀行とデータ取引市場におけるデータの値付けに関する議論について】

- これまでの情報銀行検討会では、情報銀行にて取り扱える情報の種類や提供先に関する基準など、制度としての整備を進めることに主眼が置かれていた。
- 情報銀行事業におけるマネタイズは大きな課題であり、データの値付けについて議論の余地はあるものの、情報銀行が提供先に支払う対価については各認定事業者が手探りで検討している状況である。また、個人が情報銀行や提供先から得る便益についても、ポイントや金銭等よりはパーソナライズされたサービスの提供が望ましいとされ、価値の算定は必ずしも容易ではない。
- このような背景もあり、情報銀行においては現状、データの値付けに対する議論は進んでいない。
- 一方、データ取引市場においては、データの値付けは市場としての信頼性を確保する等の観点からより問題になるものであり、現在、デジタル庁において議論が進められている。